

寫

答

中

書

平成 24 年 3 月 30 日

市川市長 大久保 博 様

市川市史編さん委員会
委員長 吉村 武彦

「市川市史編さん基本方針」の見直しについて（答申）

平成 23 年 6 月 5 日付け市川第 20110605-0005 号により市川市史編さん委員会に対して諮問のあった『市川市史編さん基本方針』の見直しについて、次のとおり取りまとめたので、答申する。

記

I. 答申に至る経緯

市川市では平成 20 年度に新たな「市川市史」の編さん事業を開始し、同年 11 月 11 日、編さん計画・編さん体系・付帯事業・組織等の概要を定めた「市川市史編さん基本方針」を策定、以後、平成 22 年度まで本基本方針に基づく編さん事業が進められてきたところである。

しかしながら、編さん事業が具体的に進められるなかで、現行の「市川市史編さん基本方針」の内容を再検討する必要性が生じたことから、その見直しについて市川市史編さん委員会に対し市川市長より諮問を受けたものである。具体的には、以下の二点が問題点として指摘された。

(1) 基本方針とは、本来、市史編さん事業の根幹となる考え方を示すものであることから、本基本方針は市史編さんの主旨・目的・方向性といった事項に限定した内容に改める必要があること

(2) 事業を進める上で適宜見直すことが想定される編さん計画等の具体的事項については、基本方針とは別に、新たに事業の基本計画として定める必要があること

以上のことから、市川市史編さん委員会では、新たな「市川市史編さん基本方針（案）」を策定すること、及び平成 23 年度を基点とした市史編さん事業の基本計画（案）を提示することの二点をもって答申とした。

なお、市史編さん事業の基本計画（案）の決定にあたっては、市川市の提示した「市川市史編さん基本計画（案）」をもとに審議を進めた。

II. 諮問項目に対する答申

「市川市史編さん基本計画（案）」における諮問項目にかかる答申は以下のとおりである。

1. 市史の構成内容について

第 1 巻から第 6 巻までの構成内容は「市川市史編さん基本計画（案）」（別表 1）のとおりとする。第 7 巻は通史編として編さんするが、その内容については、第 1 巻から第 6 巻の各巻相互において重複する構成項目があること及び掲載内容の調整を図る必要がある部分があることから、具体的な執筆内容がある程度確定した段階で改めて検討し、決定することとする。重複内容の具体的な例としては、古環境・地形・災害を扱う項目を有する第 1 巻・第 4 巻・第 6 巻があげられる。

また、現在、付帯事業として「市川市史年表（仮称）」を刊行することを計画しているが、第 7 巻の構成内容次第では、年表を第 7 巻に盛り込むことも視野にいれた議論が必要と思われる。年表の必要性は認められるが、その内容と体裁については改めて検討が必要である。

2. 編さん計画について

市川市より年度別の刊行計画および構成内容別の実施計画の二つの計画を、「市川市史編さん基本計画（案）」の別表として付す案が示された。これに対し、刊行計画については提示された計画案をおおむね承認することとする。実施計画については、「市川市史編さん基本計画」の別表として定めるのではなく、「基本計画とは別に定め、おおむね 3 年ごとに見直すものと

する」とし、第1巻から第6巻までの各巻の実施計画を提示する。

3. 編さん体系について

第1巻から第6巻までの「市川市史」とは別に資料編を設ける必要性については、現在のところその必要性はないと判断される。

通史編、年表の必要性については、前述「1. 市史の構成内容について」のとおりである。

なお、通史編および年表の必要性については、平成24年度までの任期中に改めて意見を申し述べることにしたい。

電子媒体による公開については、慎重な議論が求められる。本委員会としては印刷物による市史を刊行することを前提に、その後、自治体史においてはどのように電子媒体を活用すべきかを検討した。PDFを収めたCD-ROM版を作成する、或いは電子書籍化しインターネット上で公開する、等の意見が出されたが、有償・無償の問題、著作権の問題等について十分に議論する必要性が認められた。特に、写真資料の取り扱いについては慎重に判断すべきである。電子媒体の活用については、近年急速な発展が見られ、平成30年代の状況を予測することは困難である。そのため、今回の答申において望ましい電子媒体による公開例を提示するには至らなかったが、様々な年代の市民に受け入れられ、広く親しまれる自治体史とすべきことを鑑みると、印刷製本のみにも頼る編さんは避けるべきであると考ええる。

4. 組織について

平成23年度に「市川市史編さん委員会条例」および「市川市史調査編集委員の活動に関する要綱」が施行され、市史編さん事業の体制が整いつつあるといえる。しかしながら、実際に調査活動を進める立場にある調査編集委員の位置づけが弱いことが懸念される。

また、現在、映像文化センターがその業務のひとつとして市史編さん事業を所管しているが、同事業を展開する周辺自治体の体制と比べ専従する職員が少ないなど十分な体制とは言い難い。今後、刊行に向けて編さん事業が本格化することから、市の組織体制を強化する必要があると考ええる。

Ⅲ. 今後の検討事項

このたびの答申において今後の課題とした事項は以下のとおりである。

- (1) 第7巻「通史編（仮称）」の構成内容および実施計画
- (2) 「市川市史年表（仮称）」の内容と体裁
- (3) 電子媒体の具体的な活用方法

また、各巻刊行までの実施計画を定めた「市川市史編さん実施計画」については、年度ごとの調査の進捗状況や財政状況等を踏まえ、おおむね3年を目安に見直すことが望ましいと考えられる。

以上3点の事項を引き続き検討するため、また、今後、編さん事業が進められるなかで新たに生じ得る課題を適宜把握するため、今後も定期的に本審議会を開催することを求めたい。